

加須屋助右衛門、元祿十三年吉野角丞が命ぜられ、以來兩人充連綿したが、安永五年三月廢せられて會所奉行の兼帯となり、九年十月よりは吳服奉行の兼帯となつた。

リヨウシユウ 良秀 ↓ジツボウリヨウシユウ 實峰良秀。

リヨウシヨウ 良韶 ↓ムテイリヨウシヨウ 無底良韶。

リヨウジヨウ 令成 鳳至郡深見眞宗東派養福寺八代の住持。北城と號する。圓乘院宣明・開悟院靈岷に學びて寮司に進み、天保十五年八月廿七日六十一歳を以て寂。法名釋榮城。

リヨウシヨウイン 良將院 前田秀繼の子又次郎利秀の法號。詳しくは良將院光等正惠居士。

リヨウセイ 良晨 ↓ウンザンリヨウセイ 雲山良晨。

リヨウセイジ 了誓寺 珠洲郡折戸に在つて、眞宗東派に屬する。

リヨウセツ 兩利 加賀侯の菩提所兩寺をいふ。寶園寺と天徳院とである。

リヨウゼンジ 靈山寺 鳳至郡院内(今の瑞穂)にあつて、眞言宗に屬する。山號は不動山。能登名跡志に、『不動山靈山寺とてあり。眞言宗にて、本尊藥師・正觀音は春日の作也。』と見え、寺藏木造藥師如來座像体高一米四六寸は平安末期の作と認められる。

リヨウソウ 了宗 一向宗の僧。田上の了宗といふから石川郡の人であらう。蓮如上人御一代開書に、了宗が老齡を以て蓮如を訪うた時、『信だにあれば辛勞とは思はぬなり。信のうへは佛恩報謝と存じ相働ば苦勞とは思はぬなり。』と教へられたとある。

リヨウタン 亮湛 ↓ゼンゲンリヨウタン 全源亮湛。

リヨウチ 料知 領知と書いたものも見える。役料とも役料知ともいふ。藩の士で城内宿衛の外、吏として仕はれるものを受け職務俸で、その家格に對して與へられる知行とは別である。料知に當てる田地の所在は、能登・越中で選定せられる例であつた。組頭・番頭・開番など皆百石乃至三百石の料知を受け、射手・異風裁許料の如きもその種類である。又別に隱居料のことを、料知とも料ともいふことがあつた。

リヨウチャヤマチイツケン 兩茶屋町一件 一册。文政三年三月廿五日卯辰茶屋町と石坂町の遊廓開始から、天保二年八月十六日の禁止に至る十二年間の遊廓法制史である。著者不詳。

リヨウチヨウジレイ 兩朝時令 三卷。寛文の頃前田綱紀の命によつて、林鷲峰の編輯したもの。和漢兩朝に於ける朝野歲時の儀禮に就いて記し、癸丑(延寶元)の序がある。

リヨウチン 良珍 ↓ギョクソウリヨウチン 玉叟良珍。

リヨウチンホウ 了珍坊 ↓ケンカク 賢鷗雲良鷗。

リヨウドウシンカク 了堂眞覺 曹洞宗加賀佛院寺の僧。和泉結崎の人。俗姓平氏。十七歳の時出家して東山永久寺に入り、三密の教を習ひ、後北陸・東海に遊學し、總持寺の職山に謁し、又貞治二年には大源宗眞に參し

て、應安二年大源の佛院寺を嗣いだ。應永六年七月二十七日寂。リヨウネンジ 了念寺 羽咋郡中沼に在つて、眞宗東派に屬する。リヨウノタキ 靈ノ瀧 白山尾添口登路に近い、目附谷の上流に在つて、溪路幽邃至ること難く、遠く之を望めば、瀑布層をなし、高さ各二〇餘米。一に之を二重瀧といひ、今は紅瀧と呼んでゐる。リヨウユウ 良雄 ↓ムトウリヨウユウ 無等良雄。リヨソウ 旅裝 加賀藩に於いて、士人の藩侯に隨うて旅行する時は、頭役以上に至つては、羽織・紋服・踏込袴(一名のりせん)を用ひ、脚半・甲掛・草鞋を着けた。その羽織は、夏季と冬季とに拘らず淺黄色麻地の單衣に五つ紋所を抜き、仕立方は脇入なく脊割であつた。頭役にあらざる平士以下足輕以上は、羽織・脚半・甲掛・草鞋を用ひ、着衣を端折りて短くし、幅三寸許の白布の背に當る所に紋を描いた腰帶で、普通の帯の上に、端折つた着付を緊縛する。この場合に股引を用ふるを許されぬ。之を加賀の赤尻とも赤脚ともいふて、淺黄色麻地の道中羽織と共に一特色とした。但し平士でも列外に在る者は、踏込袴をはいた。小者の服装は、かんぼんと稱する紺色無地木綿の着付を短く端折り、帯と襟は褐色と白色との手綱紫を用ひた。旅行用の菅笠は、晴笠と稱する一文字形のもので、紐は紙の觀世捻を用ひた。これも藩の一特色で、老臣以下皆同じかつた。雨除合羽は、桐油引の紙にて製し、角質の小はぜを附けた。小者の合羽は諸色であるが、足輕以上は青色とし、乘馬

の資格ある者は脊割とするが、刀の柄及び小尻を通す穴を明けざるを特色とする。これは笠紐を觀世捻にした用意に同じい。笠と合羽は、晴天の際は笠籠・合羽籠に納れ、小者に之を擔はせた。叙上は參勤交代の際の服装であるが、その他の場合では、藩侯供奉の士皆絹羽織を着し、更に個人としての旅行には固より制限がなかつた。但し旅行にあらざるも、川狩たると遠足たるとを問はず、士分以上の者又はその子弟の郊外に出る時は、必ず脊割羽織を着用し、端折つた衣の上に腰帶を締めるを要した。この場合の脊割羽織の地質は隨意で、公式の如く淺黄色麻地に限られることはなかつた。

リソウ 臨永寺 羽咋郡聖川に在つて、眞宗東派に屬する。

リンキヨウジ 林敬寺 鳳至郡名舟に在つて、眞宗東派に屬する。

リンケイシユンボウ 林勲俊鳳 金澤曹洞宗寶園寺廿五代の住持。生國は武藏。享和元年八月越前徳尾の禪林寺より進山し、文化五年六月隱居、八年七月三十日遷化した。

リンサイジ 林西寺 能美郡牛首(今白峰)にあつて、眞宗東派に屬する。明治の初白山山頂から下した銅像の若干は、今當寺に藏して居る。

リンザイシユウジン 臨濟宗寺院 ↓ゼンシユウジン 禪宗寺院。

リンシチヨウダイキ 綱旨頂戴記 一册。白山寺の長吏が七社惣長吏の綱旨を受けた次第を書いたもので、證意の選に係る。

リンシヨウイン 隣松院 大聖寺藩主二代前田利明の子奎之助の法號。詳しくは隣松

の資格ある者は脊割とするが、刀の柄及び小尻を通す穴を明けざるを特色とする。これは笠紐を觀世捻にした用意に同じい。笠と合羽は、晴天の際は笠籠・合羽籠に納れ、小者に之を擔はせた。叙上は參勤交代の際の服装であるが、その他の場合では、藩侯供奉の士皆絹羽織を着し、更に個人としての旅行には固より制限がなかつた。但し旅行にあらざるも、川狩たると遠足たるとを問はず、士分以上の者又はその子弟の郊外に出る時は、必ず脊割羽織を着用し、端折つた衣の上に腰帶を締めるを要した。この場合の脊割羽織の地質は隨意で、公式の如く淺黄色麻地に限られることはなかつた。